

障精発0303第2号
平成23年3月3日

都道府県知事
各 殿
指定都市市長

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部精神・障害保健課長

精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準の運用に当たって
留意すべき事項についての一部改正について

精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準の運用に当たっては、「精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準の運用に当たって留意すべき事項」（平成7年9月12日健医精発第46号厚生省保健医療局精神保健課長通知）により、その適切な実施をお願いしているところであるが、今般、「精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準の一部改正について」（平成23年3月3日障発0303第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）により、別添のとおり当該通知の一部を改正し、平成23年4月1日から適用することとしたので、貴管内市町村を含め関係者及び関係団体に対する周知方につき配慮願いたい。

(別添)

精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準の運用に当たって留意すべき事項について(平成7年9月12日健医精発第45号各都道府県
(平成7年9月12日 健医精発第46号厚生省保健医療局精神保健課長通知) (下線部が変更部分)

改正	現行
<p>(別紙)</p> <p>精神障害者保健福祉手帳の障害等級判定基準の運用に当たっての留意事項</p> <p>1 (略)</p> <p>2 精神疾患(機能障害)の状態の判定について</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 「精神疾患(機能障害)の状態」欄の状態像及び症状について、以下の事項について留意する必要がある。</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ てんかんについて</p> <p>(a) (略)</p> <p>(b) 上段 (略)</p> <p>てんかんにおいては、発作時及び発作間欠期のそれぞれの障害の性状について考慮し、「発作のタイプ」について次表のように考えるものとする。</p> <p>この場合、発作区分と頻度、あるいは発作間欠期の精神神経症状・能力障害 <u>(活動制限)</u> のいずれか一方のうち、より高い</p>	<p>(別紙)</p> <p>精神障害者保健福祉手帳の障害等級判定基準の運用に当たっての留意事項</p> <p>1 (略)</p> <p>2 精神疾患(機能障害)の状態の判定について</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 「精神疾患(機能障害)の状態」欄の状態像及び症状について、以下の事項について留意する必要がある。</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ てんかんについて</p> <p>(a) (略)</p> <p>(b) 上段 (略)</p> <p>てんかんにおいては、発作時及び発作間欠期のそれぞれの障害の性状について考慮し、「発作のタイプ」、<u>「発作間欠期の精神神経症状・能力障害」のそれぞれ</u>について次表のように考えるものとする。</p> <p>この場合、発作<u>の</u>区分と頻度、あるいは発作間欠期の精神神経症状・能力障害のいずれか一方のうち、より高い等級を</p>

等級を障害等級とする。しかし、知的障害その他の精神神経症状が中等度であっても、これが発作と重複する場合には、てんかんの障害度は高度とみなされる。なお、てんかんの発作症状及び精神神経症状の程度の認定は、長期間の薬物治療下における状態で認定することを原則とする。

等級	発作のタイプ
1 級程度	ハ、ニの発作が月に 1 回以上ある場合
2 級程度	イ、ロの発作が月に 1 回以上ある場合 ハ、ニの発作が年に 2 回以上ある場合
3 級程度	イ、ロの発作が月に 1 回未満の場合 ハ、ニの発作が年に 2 回未満の場合

注) 「発作のタイプ」は以下のように分類する。
(略)

- ④ 器質性精神障害 (いわゆる高次脳機能障害を含む) について
標準的な知能指数が著しく低い場合、知的能力の障害が高度であると判断してよい。知能指数が比較的高い場合にも、知能検査の下位検査項目の得点プロフィールや、記憶、記銘力検査の結果を総合

障害等級ととる。しかし、知的障害その他の精神神経症状が中等度であっても、これが発作と重複する場合には、てんかんの障害度は高度とみなされる。なお、てんかんの発作症状および精神神経症状の程度の認定は、長期間の薬物治療下における状態で認定することを原則とする。

等級	発作のタイプ	<u>発作間欠期の精神神経症状・能力障害</u>
1 級程度	ハ、ニの発作が月に 1 回以上ある場合	<u>他の精神疾患に準ずる</u>
2 級程度	イ、ロの発作が月に 1 回以上ある場合 ハ、ニの発作が年に 2 回以上ある場合	<u>他の精神疾患に準ずる</u>
3 級程度	イ、ロの発作が月に 1 回未満の場合 ハ、ニの発作が年に 2 回未満の場合	<u>他の精神疾患に準ずる</u>

注 1) 「発作のタイプ」は以下のように分類する。
(略)

- ④ 器質精神病について
(a) 標準的な知能指数が著しく低い場合、知的能力の障害が高度であると判断してよい。知能指数が比較的高い場合にも、知能検

的に検討する。しかしながら、この場合、身体障害に分類すべき症状（失語や麻痺）に関しては、精神障害の認定であることにかんがみ、これを加味しない。

⑤ 発達障害について

「発達障害」とは、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものをいう。「発達障害者」とは、発達障害を有するために日常生活又は社会生活に制限を受ける者をいい、「発達障害児」とは、発達障害者のうち18歳未満のものをいう。

3 能力障害（活動制限）の状態の判定について

(1) ～ (2) (略)

(3) 能力障害（活動制限）の状態の判断は、治療が行われていない状態で判断することは適当ではない。十分に長期間の薬物治療下における状態で行うことを原則とする。

(4) (略)

(5) この場合、精神障害者保健福祉手帳診断書（健医発第1132号、別紙様式2）の「生活能力の状態」欄等を参考にすることになる。「2 日常生活能力の判定」欄の(1)～(8)のそれぞれの項目については「できない」ものは障害の程度が高く、「援助があげられる」、「自発的にできるが援助が必要・おおむねできるが援助が必要」、「自発的にできる・適切にできる」の順に順次能力障害（活動制限）の程度は低くな

査の下位検査項目の得点プロフィールや、記憶、記銘力検査の結果を総合的に判断してこれらが高度であると判断されれば、これを高度な認知症と判断してよい。

3 能力障害の状態の判定について

(1) ～ (2) (略)

(3) 能力障害の状態の判断は、長期間の薬物治療下における状態で行うことを原則とする。

(4) (略)

(5) この場合、精神障害者保健福祉手帳診断書（健医発第1132号、別紙様式2）の「生活能力の状態」欄等を参考にすることになる。「2 日常生活能力の判定」欄の(1)～(8)のそれぞれの項目については「できない」ものは障害の程度が高く、「援助があげられる」、「自発的にできるが援助が必要・概ねできるが援助が必要」、「自発的にできる・適切にできる」の順に順次能力障害の程度は低くなる。また、

る。また、(1)～(3)と(6)日常生活に関連のある項目、その他は社会生活に関する項目である。障害の程度の合判定に、(1)～(8)のどの項目にどの程度のレベルがいくつ示されていれば何級であるという基準は示し難いが、疾患の特性等を考慮して、総合的に判断する必要がある。

(6) (略)

日常生活能力の程度	障害等級
(1) (略)	非該当
(2) (略)	<u>おおむね</u> 3級程度
(3) (略)	<u>おおむね</u> 2級程度
(4) (略)	<u>おおむね</u> 1級程度
(5) 精神障害を認め、身の <u>回</u> <u>り</u> のことはほとんどできない。	<u>おおむね</u> 1級程度

なお、「普通にできる」とは、「完全・完璧にできる」という意味ではなく、日常生活および社会生活を行う上で、あえて他者による特別の援助（助言や介助）を要さない程度のことを言う。

「日常生活又は社会生活に一定の制限を受ける」とは、活動や参加において軽度ないしは中等度の問題があり、あえて援助を受けなくとも、

(1)～(3)と(6)日常生活に関連のある項目、その他は社会生活に関する項目である。障害の程度の合判定に、(1)～(8)のどの項目にどの程度のレベルがいくつ示されていれば何級であるという基準は示し難いが、「できない」が一つしかなくても 1 級となる場合はあり、また、ほとんど全ての項目が「自発的にできる」あるいは「適切にできる」となっている場合でも、「自発的にできるが援助が必要・概ねできるが援助が必要」が一つでもあれば、3 級となる場合がある。

(6) (略)

日常生活能力の程度	障害等級
(1) (略)	非該当
(2) (略)	<u>概ね</u> 3級程度
(3) (略)	<u>概ね</u> 2級程度
(4) (略)	<u>概ね</u> 1級程度
(5) 精神障害を認め、身の <u>ま</u> <u>わり</u> のことはほとんどできない。	<u>概ね</u> 1級程度

自発的に又はおおむね適切に行うことができるが、援助があればより適切に行いうる程度のもを言う。

「日常生活に著しい制限を受けており、時に応じて援助を必要とする」とは、食事、保清、金銭管理、危機対応に中等度ないしは重度の問題があって「必要な時には援助を受けなければならない」程度のもを言う。

「日常生活に著しい制限を受けており、常時援助を必要とする」とは、食事、保清、金銭管理、危機対応に重度ないしは完全な問題があり、「常に援助がなければ自ら行い得ない」程度のもを言う。

「身の回りのことはほとんどできない」とは、食事、保清、金銭管理、危機対応に完全な問題があり、「援助があっても自ら行い得ない」程度のもを言う。